

申込書類

ご依頼者様

この度は、栃木・柳澤・樋口法律事務所にご依頼頂き、誠にありがとうございます。

以下の書類に記載されている内容をご確認下さり、必要事項をご記入頂き、ご署名・ご捺印の上、身分証のコピーを添えて、ご返送下さい。

送り返して頂くもの

- 受付票 (項目に沿って詳しくご記入下さい)
- 委任契約書 (ご住所とお名前をご記入下さい)
- 委任状 (ご捺印の無いものは無効になります)
- 身分証の写し (免許証・健康保険証・パスポート、等A4サイズで)

下記返送先FAXもしくは郵送でお願いします。

FAX：03-6811-1079

〒105-0003 東京都港区西新橋2-5-11 NTKビル5F
栃木・柳澤・樋口法律事務所 担当弁護士：柳澤 憲

弁護士費用の支払方法と支払い先

(振込先) 三井住友銀行 霞が関支店 普通 6854824
ベンゴシ ヤナギサワケン アズカリキン

借金問題110 LINEにご登録下さい！

LINEにご登録していただいたご依頼者様には
進捗状況を随時お知らせすることが出来ます。



受付票

(受付日) 令和 年 月 日

フリガナ		性別	結婚	身分証コピー
氏名	旧姓：	男	既婚	免許証 健康保険証 パスポート その他 ()
生年月日	昭和・平成 年 月 日	女	独身	
現住所 書類を受け 取れる住所	〒 メールアドレス： 携帯： 電話： FAX：			
連絡可能な時間帯		家族は？	承知 ・ 秘密 ・ 一部承知 ()	
その他 注意事項				

債務に関する情報（思い出せる範囲で書いて下さい）

A	過去の住所と電話①	〒 電話：				
B	過去の住所と電話②	〒 電話：				
	債権者（金融機関）	当初契約日	元金返済期限	最終支払日	現在残高	委任内容
1		年 月		年 月	円	・時効援用 ・信用情報回復
2		年 月		年 月	円	・時効援用 ・信用情報回復
3		年 月		年 月	円	・時効援用 ・信用情報回復
4		年 月		年 月	円	・時効援用 ・信用情報回復
5		年 月		年 月	円	・時効援用 ・信用情報回復

備考欄（電話等で連絡が付く時間帯・家族には知られたくない等の注意事項をお書き下さい）

委任契約書

後記依頼者を甲とし、後記受任者を乙として、甲と乙は、今般以下のとおりの委任契約（以下「本契約」といいます。）を締結しましたので、本書1通を作成し、各々記名・押印します。

第1条（委任契約の成立・内容）

甲は乙に対し、下記レ点記入の依頼事件（以下「本事件」といいます。）の処理を委任し、乙はこれを受任します。

記

- 債務の消滅時効の援用 1件当たり弁護士報酬10,000円＋消費税10%＝11,000円
 信用情報の回復 1件当たり弁護士報酬45,000円＋消費税10%＝49,500円
 内容証明郵便の発送等 1件当たり実費2,320円

第2条（弁護士報酬等の金額・支払方法）

甲は乙に対し、前条レ点記入の弁護士報酬及び実費として、合計 円を下記銀行口座へ送金して支払います。ただし、その送金手数料は甲の負担とします。

記

三井住友銀行 霞が関支店 普通預金 №6 8 5 4 8 2 4
ベンゴシ ヤナギサワケン アズカリキン

第3条（受任事件の着手・処理・報告）

乙は、前条の送金を確認したときは、速やかに本事件に着手し、弁護士法・弁護士倫理に則り誠実に本事件の処理に当たり、その結果を甲に報告して本契約終了とします。

第4条（弁護士報酬等の返金・追加請求）

- 第1条中の債務の消滅時効の援用の弁護士報酬及び実費については、乙の本事件の処理の結果（債務消滅の可否及びそれによる甲の経済的利益）の如何にかかわらず、乙は甲に対し、返金又は追加請求をしないものとします。
- 信用情報の回復に関する弁護士報酬については、乙の本事件の処理の結果によっては、甲・乙協議の上、甲は乙に対し、その一部の返金を請求できるものとします。

第5条（合意管轄）

本契約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

令和 年 月 日

住所： _____

依頼者（甲） _____ 印

住所：東京都港区西新橋二丁目5番11号 NTKビル5階
栃木・柳澤・樋口法律事務所

受任者（乙） 弁護士 柳 澤 憲

委任状

令和 年 月 日

住所 〒

委任者

印

私は、次の弁護士を代理人と定め、以下の委任事項を委任します

弁護士 柳澤 憲

事務所 栃木・柳澤・樋口法律事務所

東京都港区西新橋二丁目5番11号 NTKビル5階

TEL 03 (6811) 2294 (専用)

FAX 03 (6811) 1079

委任事項

1. 債務の消滅時効援用、信用情報の回復に関する一切の件
2. 個人情報の開示に関わる一切の件
2. 復代理人の選任